

2011年4月25日  
日本振興銀行株式会社

## お借入れが第二日本承継銀行に引き継がれないお客様への 本年4月25日以降のご返済方法についてのお知らせ

本年4月6日付で郵送いたしました「お借入れの承継についてのお知らせ」(注)により、お借入れが第二日本承継銀行に引き継がれない旨をお知らせいたしましたお客様につきましては、当行からのお借入れは、今月25日以降の追ってお知らせする日に、株式会社整理回収機構その他の金融機関等に譲渡される予定です。

それまでの間、お客様のお借入れは、当行に残ることとなりますので、既にご返済を終えられているお借入、過払金債権が生じたことが判明し当行から再生債権届出書を送付させていただいたお借入、又は(株)SFCGから二重に譲渡されたお借入のうち信託銀行にお支払いいただくよう通知させていただいたものを除き、これまでと同様に当行にご返済いただくようお願いいたします。

今月25日以降の当行に対するご返済方法につきましては、次のとおり一部変更になりますのでご注意ください。

### ○金融機関の窓口でのお振込にてご返済の場合

振込先銀行、支店名、口座番号：これまでと同様です。

受取人名：一部の返済口座については、銀行窓口で受取人名を「第二日本承継銀行」と指摘される場合がありますが、その際は、銀行窓口の指摘どおり受取人名を「第二日本承継銀行」としてお振込み下さい。お振込金は当行に対する弁済金に充当されます。

### ○ATMを利用したお振込にてご返済の場合

振込先銀行、支店名、口座番号：これまでと同様です。

受取人名：一部の返済口座について、確認画面に「ダニニッホソウケイギンコウ」と表示される場合がありますが、そのままお振込ください。当行に対する弁済金に充当されます。

### ○口座振替にてご返済されている場合

お客様の変更手続きは必要なく、これまでどおりご返済いただけます。なお、預金通帳には、「SC. ユウシヘンサイ」または「SMBC (ユウシヘンサイ)」と印字されます。

ご不明な点がございましたら、0120-088-449（日本振興銀行  
コールセンター）までお問い合わせください。

（注）「東日本大震災」の被災地にお住まいのお客様には、お知らせの発送を  
見送らせていただきましたのでご了承ください。